

浜田市漁業集落排水事業 経営戦略

平成 29 年度～平成 38 年度

平成 29 年 3 月
浜田市上下水道部

目次

1. 経営戦略策定の目的.....	2
2. 事業概要.....	2
(1)事業の現況.....	2
① 施設.....	2
② 普及状況.....	3
③ 使用料.....	4
④ 組織.....	5
(2)民間活力の活用等.....	6
(3)経営比較分析表を活用した現状分析.....	7
3. 経営の基本方針.....	8
4. 投資・財政計画(収支計画).....	9
(1)投資・財政計画(収支計画).....	9
(2)投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明.....	9
① 収支計画のうち投資についての説明.....	9
② 収支計画のうち財源についての説明.....	11
③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明.....	12
(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要.....	14
① 今後の投資についての考え方・検討状況.....	14
② 今後の財源についての考え方・検討状況.....	14
③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況.....	15
5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項.....	15

添付資料

経営比較分析表
投資・財政計画

浜田市漁業集落排水事業経営戦略

団 体 名 : 島根県浜田市

事 業 名 : 漁業集落排水事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

1. 経営戦略策定の目的

下水道事業は、住民に清潔で快適な生活をもたらすのみならず、河川等の水質を保全し、海の資源を豊かにするためにも重要な事業です。

当市ではこれまで公共下水道事業、農業集落排水事業、個別排水処理事業、漁業集落排水事業、特定地域生活排水処理事業等により、地域に応じた快適な生活環境づくりを図ってきました。

漁業集落排水事業は 4 地区の整備が完了し、現在は汚水処理を行うための維持管理が主体となっています。将来に渡り安定した維持管理を行うための定期的な設備更新に多くの費用が必要となります。

本経営戦略は、下水道事業の現状と将来見通しを踏まえ、投資等と財政の均衡を図り、持続可能な下水道事業を推進していくための中長期的な経営の基本計画として策定するものです。

2. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供 用 開 始 日 (供用開始後年数)	古湊地区	昭和 61 年 8 月 1 日 (30 年)
	福浦地区	平成 8 年 10 月 1 日 (20 年)
	須津地区	平成 13 年 10 月 1 日 (15 年)
	青浦地区	平成 12 年 5 月 1 日 (16 年)
処 理 区 内 人 口 密 度 等 (平成 27 年度末)	現在排水区域面積	28 ha
	現在排水区域内人口	879 人
	処理区域内人口密度	31.4 人/ha
流域下水道等への接続の有無		該当なし

法適(全部適用・一部適用) 非適の区分		地方公営企業法非適用
処理区数	【 4 地区 】 古湊地区 ・ 福浦地区 ・ 須津地区 ・ 青浦地区	
処理場数	【 3 力所 】 福浦地区漁業集落排水処理施設 青浦地区漁業集落排水処理施設 須津地区漁業集落排水処理施設	
広域化・共同化・最適化 実施状況 *1		漁業集落排水事業で整備した古湊地区の処理施設が老朽化のため、地理的・経済的に最適な処理方法を検討し、平成 20 年度に古湊処理区を特定環境保全公共下水道に接続しました。

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 普及状況

(平成 27 年度末)

全体計画 面積	現在排水 区域面積	整備率	排水区域内 人口	水洗便所 設置済人口	接続率
28ha	28ha	100%	879 人	831 人	94.5%

③ 使用料

家庭用使用料 体系の 概要・考え方	平成 17 年 10 月の市町村合併以降、旧市町村ごとに合併前の使用料体系を使用していましたが、平成 23 年 4 月に料金統一を行いました。 使用料体系は従量制(基本料金設定)です。基本料金は、1 カ月 10 m³までで、それ以上は増加に従って 2 段階の累進制となっています。使用料算定の考えは、施設維持管理費を使用料で回収することを基本としています。 <table><tr><th colspan="3">一般汚水 使用料(1 月につき)</th></tr><tr><td>基本料金</td><td>10 立方メートルまでの分</td><td>1,620 円</td></tr><tr><td rowspan="2">超過料金 (1 立方メートルにつき)</td><td>10 立方メートルを超え 20 立方メートルまでの分</td><td>135 円</td></tr><tr><td>20 立方メートルを超える分</td><td>210.6 円</td></tr></table>	一般汚水 使用料(1 月につき)			基本料金	10 立方メートルまでの分	1,620 円	超過料金 (1 立方メートルにつき)	10 立方メートルを超え 20 立方メートルまでの分	135 円	20 立方メートルを超える分	210.6 円
一般汚水 使用料(1 月につき)												
基本料金	10 立方メートルまでの分	1,620 円										
超過料金 (1 立方メートルにつき)	10 立方メートルを超え 20 立方メートルまでの分	135 円										
	20 立方メートルを超える分	210.6 円										
業務用使用料 体系の 概要・考え方	該当なし											
その他の使用料 体系の 概要・考え方	平成 23 年 4 月から、従量制の公衆浴場等汚水単価を導入しました。現在、該当する施設はありません。 <table><tr><th colspan="2">公衆浴場等汚水使用料</th></tr><tr><td>1 立方メートルにつき</td><td>97.2 円</td></tr></table> 対象施設 (1)公衆浴場法(昭和 23 年法律第 139 号)第 2 条第 1 項の規定により島根県知事の許可を受けた公衆浴場 (2)老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 15 条第 3 項又は第 4 項の養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの浴場施設 (3)老人福祉法第 15 条第 5 項の軽費老人ホーム又は老人福祉センターの浴場施設 (4)介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 8 条第 28 項の介護老人保健施設の浴場施設	公衆浴場等汚水使用料		1 立方メートルにつき	97.2 円							
公衆浴場等汚水使用料												
1 立方メートルにつき	97.2 円											

	条例上の使用料 *2 (20 m ³ あたり)	実質的な使用料 *3 (20 m ³ あたり)
平成 25 年度	2,887 円	3,356 円
平成 26 年度	2,970 円	3,548 円
平成 27 年度	2,970 円	3,542 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

④ 組織

(平成 29 年 3 月 21 日現在)

下水道課職員は、課長以下 12 名(正規職員 10 名、臨時・嘱託職員 2 名)で構成されています。

下水道課長	1 人	下水道事業総括
管 理 係	5 人	負担金・使用料・予算・決算・経理等
整 備 係	3 人	下水道事業企画・認可・設計・施行等
施 設 係	3 人	調査・指導・維持管理・台帳整備等
合 計	12 人	

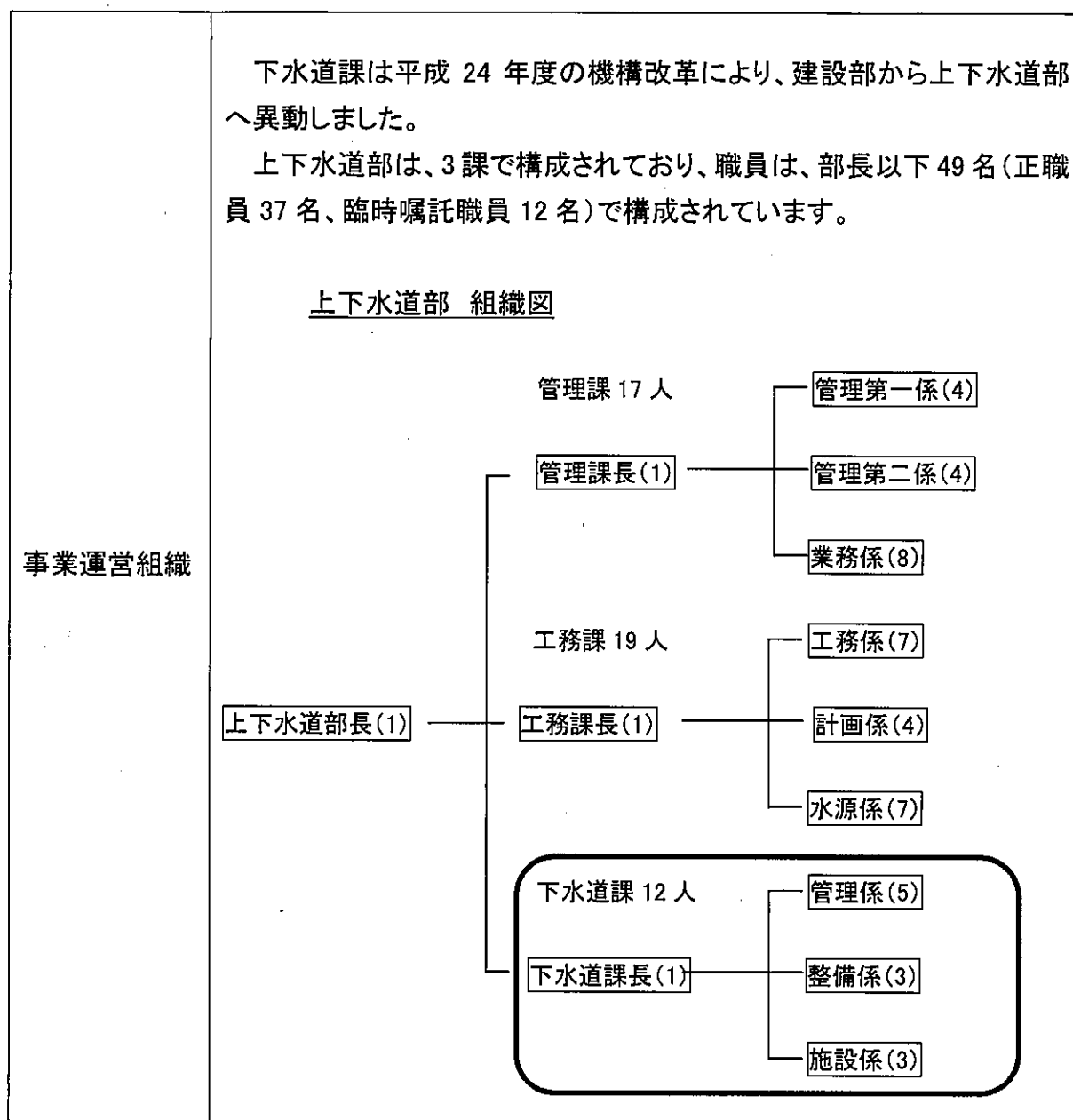
職 員 数

下水道課で行っている下水道事業は次の 5 事業です。

- 特定環境保全公共下水道事業
- 農業集落排水事業
- 漁業集落排水事業
- 特定地域生活排水処理事業
- 個別排水処理事業

今後は、市街地での「公共下水道事業」を計画しています。

また、下水道処理区域外で合併処理浄化槽を設置する個人住宅に対して、補助金を交付しています。



(2) 民間活力の活用等

(平成 29 年 3 月 21 日現在)

民間活用 の状況	民間に委託している業務	
	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	・集落排水施設維持管理 ・中継ポンプ場監視 情報配信 ・水質検査 ・沈砂し渣処分 ・緊急 出動 ・下水道台帳保守 ・電気保安
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし

資産活用 の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電 等) *4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活 用等) *5	該当なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表)を添付すること。

別紙「経営比較分析表」のとおり

※添付した「経営比較分析表」に補足事項等がある場合は記載すること。

当市の漁業集落排水事業は、漁業集落衛生環境の向上、漁港及び周辺水域の水質保全に寄与することを目的として実施しました。

このような理由で採算性が低く、経営は一般会計からの繰入に大きく依存しているため、収入の確保を図り、経費削減に努め、経営の効率化・健全化に取り組む必要があります。

3. 経営の基本方針

当市は、住民に清潔で快適な生活をもたらすのみならず、河川等の水質を保全し、海の資源を豊かにするために下水道整備を進めます。

そのための経営基本方針は、次のとおりです。

○適切で計画的な事業執行

これまでの投資に伴う公債費の大きな負担や維持管理費の増加傾向から、厳しい経営を強いられていますが、限られた財源の範囲で適正な事業計画と財政計画を基に経営を行います。

○収入の確保

財政基盤強化のため、使用料を確実に収入すると共に、国や地方債の資金を的確に調達します。

○水洗化の促進

下水道の役割を理解してもらうための啓発活動を一層推進し、水洗化率の向上を図ります。

4. 投資・財政計画(収支計画)

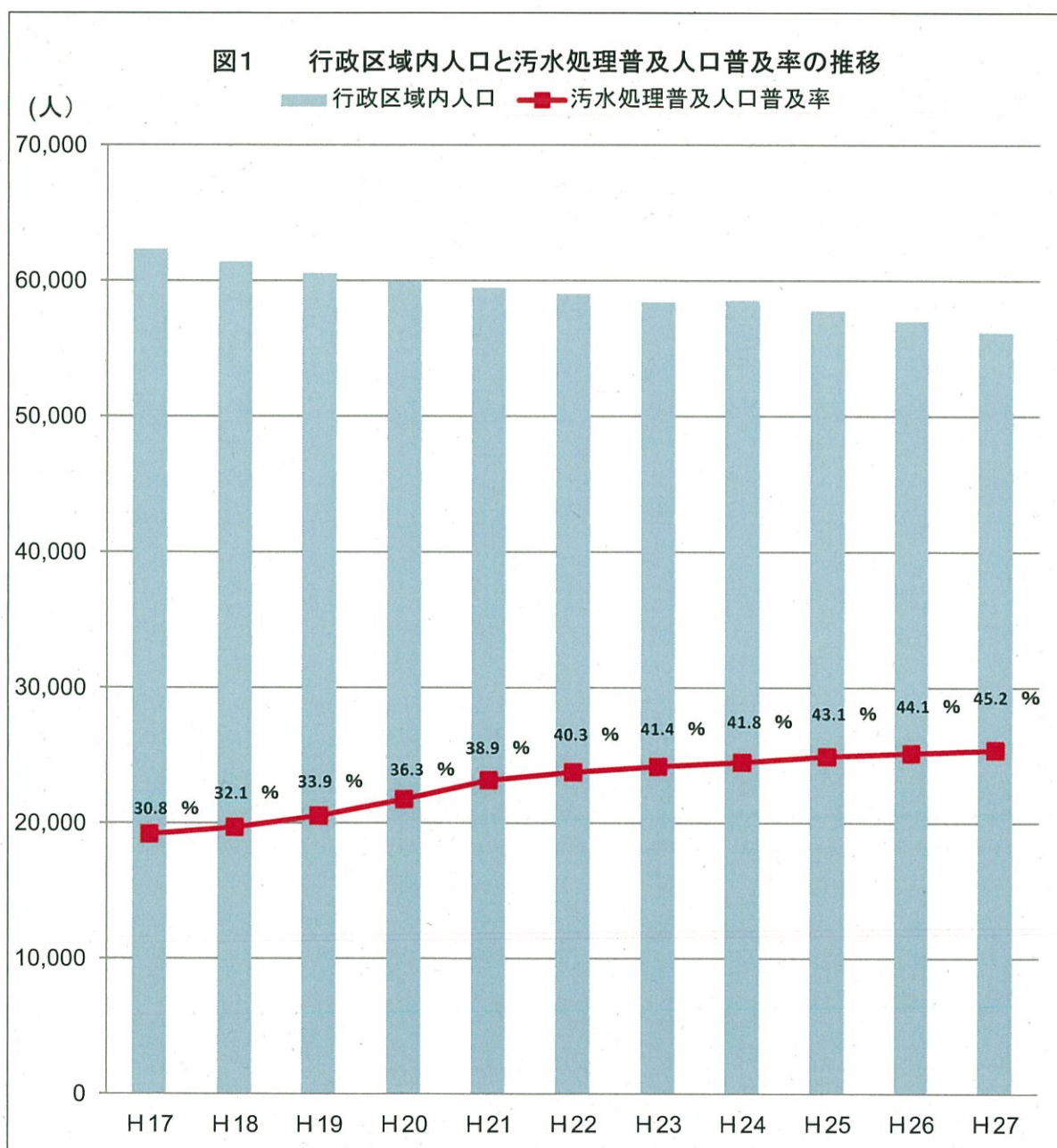
(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙「投資・財政計画」のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

【投資の目標】

平成 27 年度末 45.2%の汚水処理人口普及率を、平成 33 年度末には 49%まで向上させます。

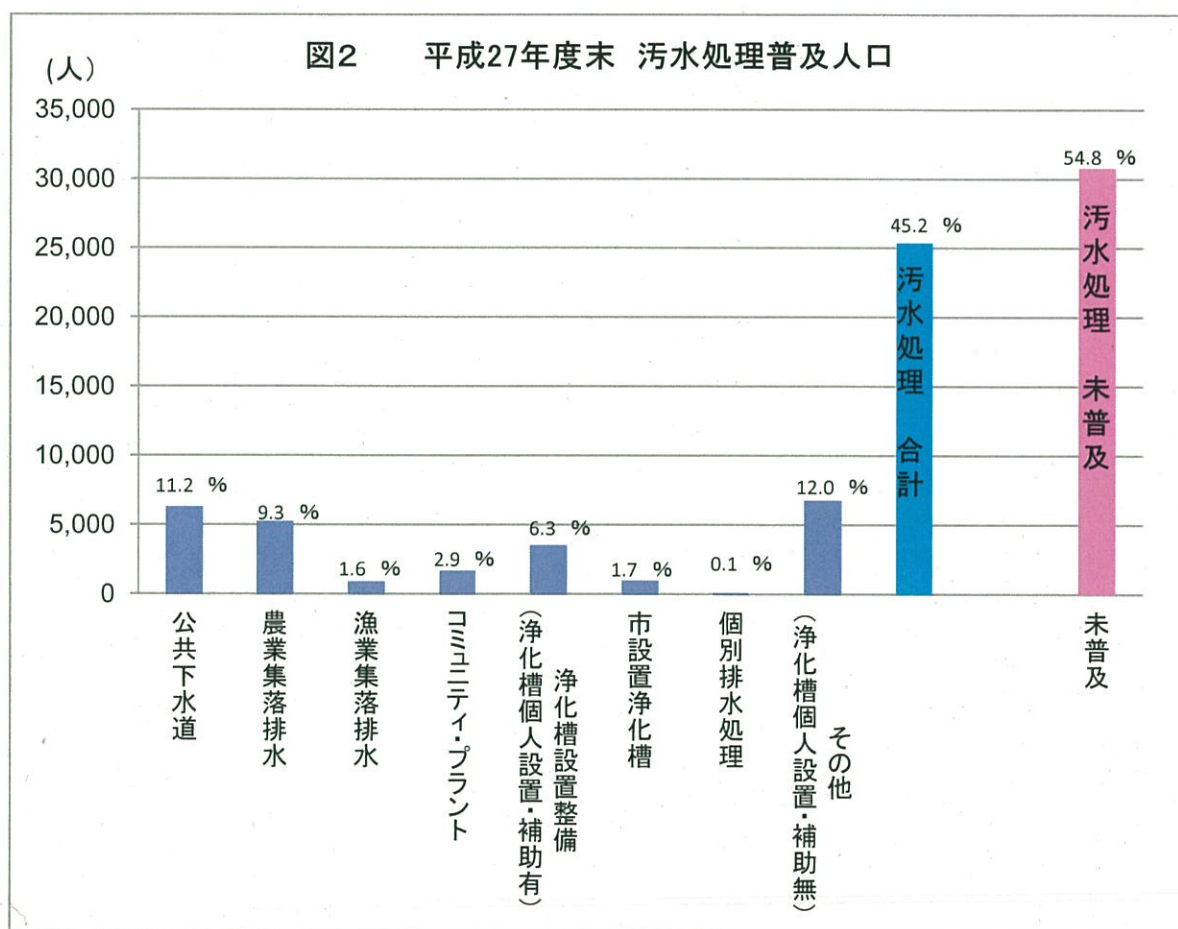


平成 27 年度末 污水处理人口普及率

	公共 下水道	農業集落 排水	漁業集落 排水	コミュニティ ・プラント	浄化槽設置整備 (浄化槽個人設 置・補助有)	市設置 浄化槽	個別排水 処理	その他 (浄化槽個人設 置・補助無)	污水处理 合計
普及人口(人)	6,293	5,238	879	1,651	3,524	971	77	6,747	25,380
普及率	11.2%	9.3%	1.6%	2.9%	6.3%	1.7%	0.1%	12.0%	45.2%

※行政人口 56,159 人

※端数を四捨五入しているため、合計が一致しません。



※浄化槽については設置時の種類のため、市設置浄化槽に譲渡を受けた浄化槽は含んでいません。

【建設・更新に関する事項】

平成 22 年度に整備を完了しており、計画期間内での整備・更新事業の計画はありません。

【地方債償還金に関する事項】

過去に借り入れた起債の元金償還額を計上。

償還期間:10～30 年

② 収支計画のうち財源についての説明

【財源の目標】

普及率・接続率の向上及び経費削減により、計画期間の平成 38 年度まで、維持管理費の 80%以上を使用料で賄うことを目指します。(平成 28 年度見込み 87.4%)

【使用料収入に関する事項】

平成 25 年度から平成 27 年度までは維持管理費を使用料収入で賄うことができました。

しかし、平成 25 年度以降、処理区内人口、水洗化人口、有収水量及び使用料収入の全ての項目が逡減しているため、今後は、現在の水準を保つことは難しいと見込み、減少傾向としました。

料金収入の計画にあたっては、使用料収入に係る各項目の、過去の変化率及び水洗化率の向上を勘案し算定しました。

なお、平成 31 年 10 月以降は消費税額 10%で計上しました。

算定方法

・前年度使用料収入に、伸び率 0.995 を乗じて算定

【補助金及び地方債に関する事項】

1. 国庫補助金

期間内の計画はありません。

2. 地方債

期間内の計画はありません。

【繰入金に関する事項】

総務省が定める繰出し基準に定める額その他、財源の不足分を一般会計からの繰入金で賄いますが、経費削減に努め、繰入額を最小限に抑えます。

一般会計繰入金			繰入額	備考
収益分	基準内繰入	H29～H38	2 億 4,332 万 2 千円	分流式下水道等に要する経費
	基準外繰入	H29～H38	4,071 万円	漁業集落排水事務費の一部等
資本金分	基準内繰入	H29～H38	なし	
	基準外繰入	H29～H38	なし	

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

【職員給与費に関する事項】

職員給与費は、公共下水道事業と農業集落排水事業で見込んだため、計上していません。

【動力費に関する事項】

過年度実績及び平成 29 年度見込額をもとに計上。

【薬品費に関する事項】

過年度実績及び平成 29 年度見込額をもとに計上。

【修繕費に関する事項】

過年度実績及び平成 29 年度見込額をもとに計上。

【委託費に関する事項】

民間に維持管理業務等を委託し、民間のノウハウを活用します。

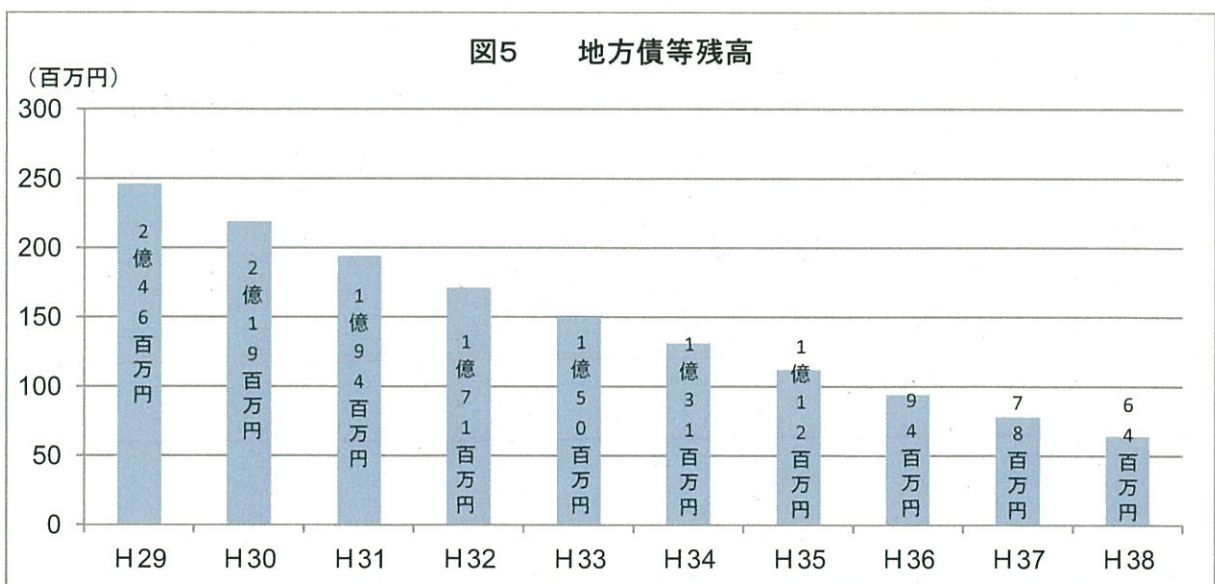
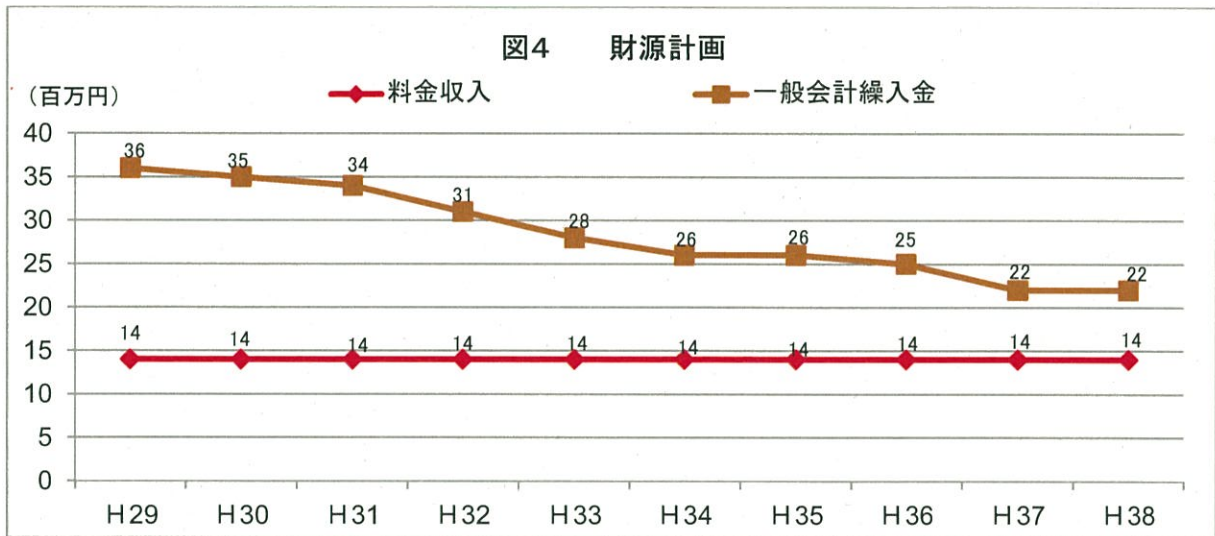
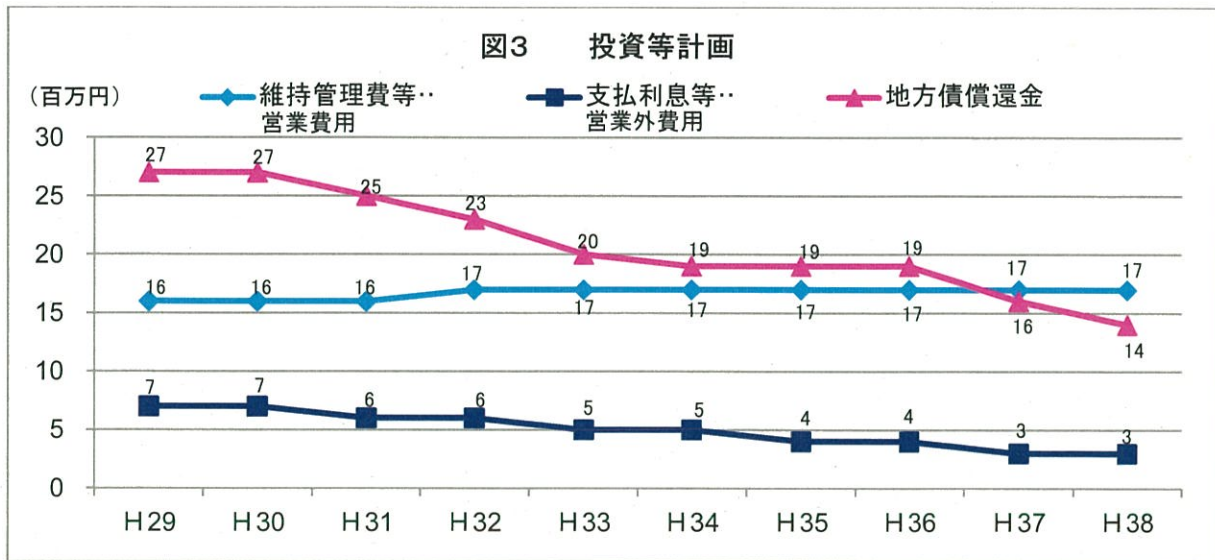
過年度実績及び平成 29 年度見込額をもとに計上。

【地方債償還利子に関する事項】

過去に借り入れた起債の償還利子を計上。

利率:0.9～4.75%

なお、経費について平成 31 年 10 月以降は消費税額 10%で計上しました。



(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	福浦地区漁業集落排水処理施設が老朽化しているため、特定環境保全公共下水道への統合を検討します。 広域化・共同化については他自治体との検討が必要なため、計画には反映されていません。
投資の平準化に関する事項	最適整備構想に基づき優先順位を判断し、投資の平準化を図ります。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFI など)	PPP・PFIなど民間活力を活用している自治体の調査及び手法の長所・短所等、先進地を研究し、導入に向けて検討します。
その他の取組	投資を行う場合は、現状把握と将来必要となる住民サービスの予測を行い、事業規模、整備手法及び事業の優先順位等、最適なものを選択し合理化に努めます。将来需要の予測によってはスペックダウンや統廃合を検討します。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	使用料の見直しについては、水道事業が平成 30 年度以降に水道料金の値上げを予定しており、また平成 31 年度に消費税増税が予定されているため、地域の状況や住民負担を考慮すると下水道使用料の改定時期は慎重に検討する必要があります。当面は、経費の削減に努めながら、改定時期・改定率等について研究します。
資産活用による収入増加の取組について	当市の事業規模では資産活用に係る事業の拡大は経営として採算がとれないと考えるため、取組の予定はありません。
その他の取組	資本費平準化債の利用については、財政担当課と検討します。下水道への関心を深めてもらうことを目的とした啓発活動を一層推進し、更に接続率の向上に努め、一般会計からの繰入金を最小限に抑えるように努めます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項(包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFI など)	今後も民間に維持管理業務等を委託し、民間のノウハウを活用します。また、委託内容の見直し及び委託業務の拡大を検討します。
職員給与費に関する事項	水道事業との組織統合を検討し、業務量に応じ適正な職員数の配置となるよう見直します。
動力費に関する事項	毎月の動力費を補助簿で管理し、前月及び前年同月との比較を行っています。増額の場合は原因を追究し、不具合に対しては早めの対応を行い、動力費・修繕費の削減に努めます。
薬品費に関する事項	薬品費削減に向け、抑制方法を検討します。
修繕費に関する事項	使用者に下水道の正しい使用方法等を周知し、修繕費の削減に努めます。また、不具合については早めの対応を行い、修繕費の削減に努めます。
委託費に関する事項	今後も民間に維持管理業務を委託し、民間のノウハウを活用します。また、委託内容の見直し及び委託業務の拡大を検討します。
その他の取組	特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業で折半している検針委託料や料金システム保守料等を、4 つの特別会計で負担することを検討します。

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	投資・財政計画の達成状況について、PDCA サイクルにより、毎年度進捗管理(モニタリング)を行います。 また、経営戦略については、5 年ごとに見直し(ローリング)を行い、投資・財政計画に未反映の取組及び今後検討予定の取組の具体化並びに将来の事業環境の変化への適応など、より充実した計画となるよう努めます。
---------------------	--

経営比較分析表

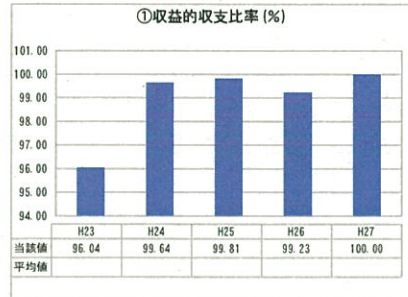
島根県 浜田市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分
法非適用	下水道事業	漁業集落排水	H2
資金不足比率 (%)	自己資本構成比率 (%)	普及率 (%)	有収率 (%)
-	該当数値なし	1.57	98.95
			1か月20m ³ 当たり家庭料金 (円)
			2,970

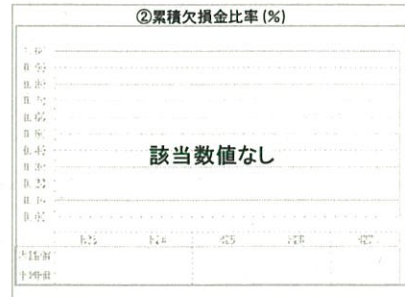
人口 (人)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
56,730	690.66	82.14
処理区域内人口 (人)	処理区域面積 (km ²)	処理区域内人口密度 (人/km ²)
879	0.28	3,139.29

グラフ凡例
■ 当該団体値 (当該値)
— 類似団体平均値 (平均値)
【】 平成27年度全国平均

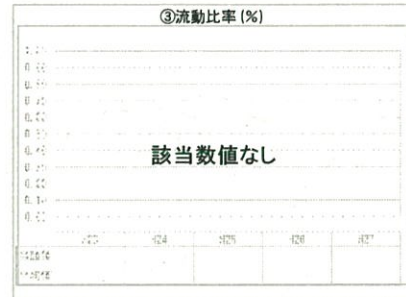
1. 経営の健全性・効率性



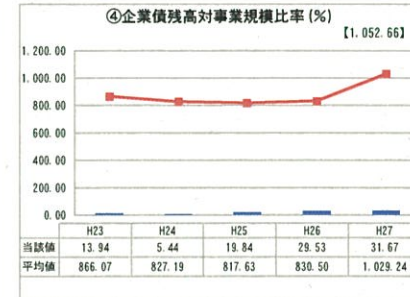
「単年度の収支」



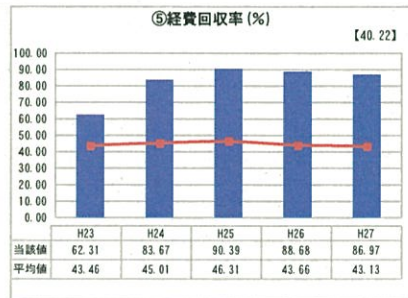
「累積欠損」



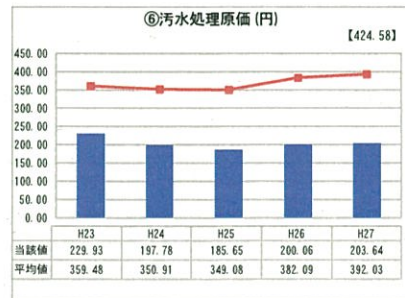
「支払能力」



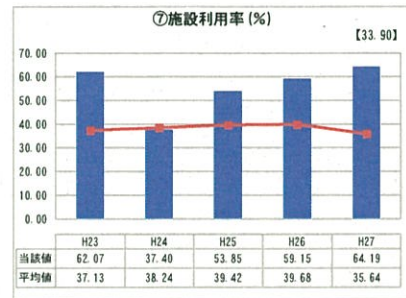
「債務残高」



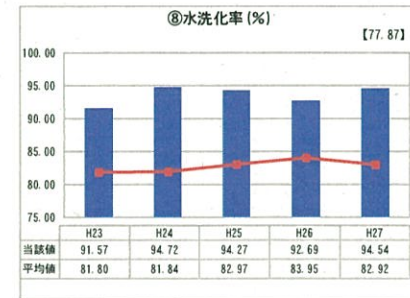
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

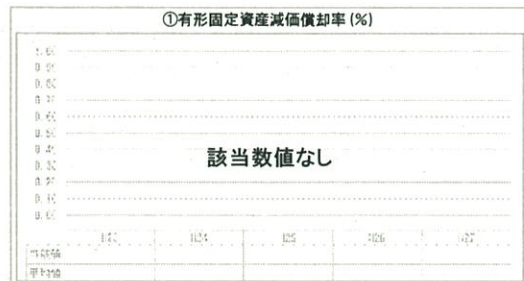


「施設の効率性」

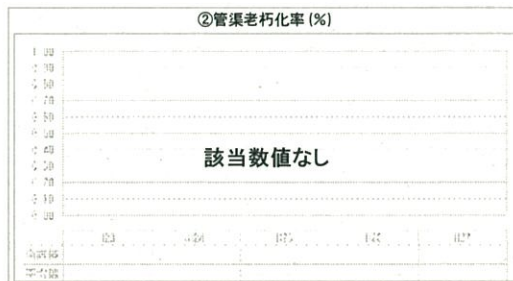


「使用料対象の捕捉」

2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

収益の収支比率は、当年度100%であり、過去4事業年度においても、ほぼ100%の水準であることから、経営の健全性は概ね良好といえるが、総収入の大半を一般会計からの繰入金に依存しているため、更なる経費削減等により繰入金の削減を図る必要がある。また、今後の更新投資等に充てる財源の確保がないことが課題である。

企業債残高対事業規模比率は、例年同様、分流水道に要する経費として地方債現在高の一部を一般会計が負担しているため、類似団体と比較して低くなっている。

経費回収率は、90%程度となっているものの、今後は世帯数の減少に伴う使用料収入の減少が見込まれることから、今後も継続的に維持管理費の節減に取り組む必要がある。

汚水処理原価は、類似団体と比べて低いが、維持管理費の節減により、更に遅延するものと見込んでいる。

施設利用率は、類似団体と比較して高いものの、6割程度であることから、中長期的には、終末処理場の統廃合等を検討する余地があるものとする。

水洗化率は、類似団体と比較して高く、概ね良好といえるが、安定的な使用料収入の確保、及び水質保全の観点から、更なる水洗化率の向上と、同指標の推移を注視する必要がある。

2. 老朽化の状況について

昭和61年8月の供用開始から概ね30年が経過するが、管渠の更新等の老朽化対策には着手していない。

全体総括

施設の維持管理費は全て使用料収入で賄うことを経営方針の基本に据えた事業運営を今後も継続していく。

今後必要となる更新投資を見据え、引き続き経費削減に取り組むなど、健全経営に向け努力する必要がある。

中長期的には、3つある終末処理場の統廃合も検討し、持続可能な事業運営に努めていく。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益の収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

投資・財政計画

【漁業集落排水事業】

(単位:千円, %)

年 度		前々年度 27年度 決算	前年度 (28年度) 決算見込	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
区 分													
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	53,208	52,706	50,190	49,362	47,715	45,339	42,063	40,218	39,833	38,789	35,631	35,290
	(1) 営 業 収 益 (B)	14,312	14,235	14,165	14,094	14,153	14,211	14,139	14,068	13,997	13,927	13,857	13,787
	ア 料 金 収 入	14,304	14,232	14,160	14,089	14,148	14,206	14,134	14,063	13,992	13,922	13,852	13,782
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
	ウ そ の 他	8	3	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	(2) 営 業 外 収 益	38,896	38,471	36,025	35,268	33,562	31,128	27,924	26,150	25,836	24,862	21,774	21,503
	ア 他 会 計 繰 入 金	38,896	38,471	36,025	35,268	33,562	31,128	27,924	26,150	25,836	24,862	21,774	21,503
	イ そ の 他												
	2 総 費 用 (D)	23,173	23,169	23,511	22,939	22,522	22,221	21,892	21,384	20,874	20,262	19,822	19,481
	(1) 営 業 費 用	13,809	16,291	16,291	16,291	16,442	16,593	16,593	16,593	16,593	16,593	16,593	16,593
	ア 職 員 給 与 費												
	ウ ち 退 職 手 当												
	イ そ の 他	13,809	16,291	16,291	16,291	16,442	16,593	16,593	16,593	16,593	16,593	16,593	16,593
	(2) 営 業 外 費 用	9,364	6,878	7,220	6,648	6,080	5,628	5,299	4,791	4,281	3,669	3,229	2,888
収 益 的 収 支	ア 支 払 利 息	7,209	6,614	6,020	5,448	4,880	4,328	3,799	3,291	2,781	2,269	1,829	1,488
	ウ ち 一 時 借 入 金 利 息												
	イ そ の 他	2,155	264	1,200	1,200	1,200	1,300	1,500	1,500	1,500	1,400	1,400	1,400
	3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	30,035	29,537	26,679	26,423	25,193	23,118	20,171	18,834	18,959	18,527	15,809	15,809
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)		105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105
	(1) 地 方 債 償 還 金												
	ア 資 本 費 平 準 化 債 償 還 金												
	(2) 他 会 計 補 助 金												
	(3) 他 会 計 借 入 金												
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金												
	(6) 工 事 負 担 金		105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105
	(7) そ の 他												
	2 資 本 的 支 出 (G)	30,035	29,655	26,784	26,528	25,298	23,223	20,276	18,939	19,064	18,632	15,914	15,914
	(1) 建 設 改 良 費												
	ウ ち 職 員 給 与 費												
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	30,035	29,655	26,784	26,528	25,298	23,223	20,276	18,939	19,064	18,632	15,914	13,581
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
資 本 的 収 支	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金												
	(5) そ の 他												
	3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 30,035	△ 29,550	△ 26,679	△ 26,423	△ 25,193	△ 23,118	△ 20,171	△ 18,834	△ 18,959	△ 18,527	△ 15,809	△ 15,809

投資・財政計画

(単位:千円, %)

【漁業集落排水事業】

区 分	年 度	前々年度 27年度 決算	前年度 (28年度) 決算見込	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収 支 再 差 引	(E)+(I) (J)		△ 13										
積 立 金	(K)												
前年度からの繰越金	(L)	13	13										
前年度繰上充用金	(M)												
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)	13											
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)												
実 質 収 支	黒 字 (P)	13											
(N)-(O)	赤 字 (Q)												
赤 字 比 率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$												
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	100.0	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.7	99.7	99.7	99.7	106.7
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額	(R)												
営業収益－受託工事収益	(B)-(C) (S)	14,312	14,235	14,165	14,094	14,153	14,211	14,139	14,068	13,997	13,927	13,857	13,787
地方財政法による 資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$												
健全化法施行令第16条により算定 した資金の不足額	(T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)												
健全化法施行令第17条により算定 した事業の規模	(V)	14,312	14,235	14,165	14,094	14,153	14,211	14,139	14,068	13,997	13,927	13,857	13,787
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$												
他会計借入金残高	(W)												
地 方 債 残 高	(X)	302,123	272,468	245,684	219,156	193,858	170,635	150,359	131,420	112,356	93,724	77,810	64,229

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度 27年度 決算	前年度 (28年度) 決算見込	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収益的収支分		38,896	38,471	36,025	35,268	33,562	31,128	27,924	26,150	25,836	24,862	21,774	21,503
うち基準内繰入金		36,761	36,164	32,699	31,871	30,073	27,446	23,970	22,125	21,740	20,796	17,638	14,964
うち基準外繰入金		2,135	2,307	3,326	3,397	3,489	3,682	3,954	4,025	4,096	4,066	4,136	6,539
資本的収支分													
うち基準内繰入金													
うち基準外繰入金													
合 計		38,896	38,471	36,025	35,268	33,562	31,128	27,924	26,150	25,836	24,862	21,774	21,503